令和4年度第11回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時　　令和5年2月2日（木）午後　1時30分から
2. 開催場所　　男鹿市役所　3階　第一会議室
3. 出席委員数　（　18名）※現に在任する委員数は18名

出席者　（会長）吉　田　陽　一

（代理）戸　部　秀　悦

（委員）

1番　鈴　木　和　俊	2番　伊　藤　淑　榮	3番　三　浦　栄　子
4番　鈴　木　豊　則	5番	6番　佐　藤　洋　介
7番　清　　水　　司	8番　高　橋　郁　雄	9番　鈴　木　誠　孝
10番　目黒千衣子	11番　三浦富美男	12番　山　本　義　則
13番　佐　藤　正　樹	14番　中田正一	15番　武　田　一　雄
16番　加　藤　和　洋	17番　鈴　木　孫　城	

4. 欠席委員　　（ なし ）

5. 農業委員会業務報告(1 月分)

6. 報告事項

報告第 14 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第 34 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 35 号　農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

8. その他

令和4年の賃借料・売買情報

9. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長　　船 木 聖 徳

副事務局長　　佐　藤　秀　樹

局 長 補 佐　　鈴　木　俊　市

10. 会議の概要

事務局長　本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございました。

ただ今から、令和４年度第11回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が１件、議事案件が２件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会　長　委員の皆様、お忙しいところ定例総会にご出席下さいまして、ありがとうございます。明日は立春でありますが、まだまだ厳しい寒さが続いております。新型コロナウイルスは「第８波」となっておりますが、５月ぐらいには、感染症の位置づけでインフルエンザなどと同じ扱いとなる見込みです。しかしながら、感染拡大が収束したわけではなく、体調には十分気を付けてください。

本日の審議をよろしくお願いいたします。

事務局長　また、総会終了後に農業者年金加入促進推進会議、続いて男鹿市佐藤副市長との討論会も予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

事務局長　　次に、総会の定足数についてであります。本日は、出席委員は 18 名全員であり、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議　長　　男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

（議長一任の声あり。）

議　長　　議長一任の声がありますので、議事録署名委員を14番の中田正一委員、15番の武田一雄委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の鈴木局長補佐を指名いたします。

事務局　　それでは、1 月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

1 月分の農業委員会業務について報告いたします。
（別紙により報告）
以上で終わります。

議　長　　ただ今の業務報告について何か質問等ありませんか。

（異議なしの声あり。）

議案に入ります。報告第 14 号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　報告第 14 号、農地法第 18 条の規定による合意解約について報告いたします。解約件数は 2 件であります。

申請番号1、土地の所在地は船越字草根〇番他15筆、計16筆、田19,810㎡、借受人は払戸字船越のA、貸出人は払戸字小深見のB、解約理由は貸人の都合で、引渡年月日は令和5年1月17日となっております。

申請番号2、土地の所在地は払戸字川向〇番他3筆、計4筆、田3,340㎡、借受人は払戸字渡部のC、貸出人は秋田市のD、解約理由は借人の都合で、引渡年月日は令和5年1月20日となっております。

以上で報告を終わります。

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

（異議なしの声あり。）

それでは議事案件に入ります。

議　長　　議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は所有権移転が 1 件、賃貸借権設定が 1 件です。

申請番号 1、土地の所在地は船越字草根〇番他 10 筆、計 11 筆、田 11,633 ㎡、譲受人は払戸字小深見のＡ、譲渡人は払戸字小深見のＢ、対価は無償となっております。

申請番号 2、土地の所在地は払戸字中樋〇番他 4 筆、計 5 筆、田 8,177,000 ㎡、譲受人は払戸字船橋のＣ、譲渡人は払戸字小深見のＤ、新規、契約期間は令和 5 年 2 月 2 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 0.9 俵であります。

事務局　　以上で説明を終わります。

議　長　　議案第 34 号について、何か質問等ございませんか。

（異議なしの声あり。）

議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請ついては、許可相当とすることにいたします。

次に、議案第 35 号、農用地利用集積計画（案）の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　議案第 35 号、農用地利用集積計画（案）の諮問に対し審議を求めることにつ

いて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画（案）の諮問がありましたので、審議を求めます。今回は所有権移転が 2 件、賃貸借権設定が 42 件です。

申請番号 1、土地の所在地は船越字安根崎〇番 16 筆、田 9,971.25 ㎡、譲受人は船越字寺後のA、譲渡人は船越字内子のB、対価は 10a 当り 300,000 円となっております。

申請番号 2、土地の所在地は船越字根木〇番 1 筆、田 520 ㎡、譲受人は船越字根木のC、譲渡人は払戸字横長根のD、対価は 10a 当り 288,000 円となっております。

議　長　　以上で所有権移転の説明を終わります。

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

（異議なしの声あり。）

所有権移転は承認されました。

引続き貸借権設定の審議に入りますが、議事参与案件等がありますので申請番号３及び４からを先議いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により７番清水司委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

（7 番清水司委員退席）

議　長

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号３の利用権設定を受ける者は、船越字八郎谷地のＥ、利用権設

定する者は船越字狐森のＦ他１名、貸付地は船越字根木〇番他８筆、計９筆、田 8,331 ㎡、新規、契約期間は令和５年２月 15 日から６年間、賃借料は 10ａ当り申請番号３が米１俵、申請番号４は米 1.5 俵であります。

以上で説明を終わります。

申請番号３及び４について質問等ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

（7 番清水司委員着席）

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号５から６は同じ受人ですので、一括して説明します。

利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のＧ、利用権設定する者は秋田市のＨ他１名、貸付地は払戸字小堤下千間〇番他 22 筆、計 23 筆、田 21,838 ㎡、新規、契約期間は令和５年２月 15 日から申請番号５は５年間、申請番号６は 10 年、賃借料は 10ａ当り申請番号５は米 1.5 俵、申請番号６は米１俵であります。

申請番号７の利用権設定を受ける者は、脇本百川字相ノ沢のＩ、利用権設定する者は脇本百川字山崎のＪ、貸付地は脇本百川字矢口〇番他５筆、計６筆、田 6,186 ㎡、新規、契約期間は令和５年２月 15 日から５年間、賃借料は 10a 当り米１俵であります。

申請番号８の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見のＫ、利用権設定する者は秋田市のＬ、貸付地は払戸字川向〇番他３筆、計４筆、田 3,340 ㎡、新規、契約期間は令和５年２月 15 日から３年間、賃借料は 10a 当り

米１俵であります。

申請番号９の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のＭ、利用権設定する者は払戸字渡部のＮ、貸付地は払戸字小堤下千間〇番他８筆、計９筆、田 9,024 ㎡、新規、契約期間は令和５年２月 15 日から 10 ヶ月、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

申請番号 10 の利用権設定を受ける者は、脇本脇本字上野のＯ、利用権設定する者は潟上市のＰ、貸付地は脇本脇本字昼寝〇番他 17 筆、計 18 筆、田 17,805 ㎡、新規、契約期間は令和５年２月 15 日から３年、賃借料は 10a 当り米２俵であります。

引き続き貸借権設定の審議に入りますが、議事参与案件等がありますので申請番号 11 及び 12 からを先議いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により２番伊藤淑榮委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

事務局　（2番伊藤淑榮委員退席）

再開いたします。

13番　事務局から説明をお願いいたします。

議　長　申請番号11から12は同じ受人ですので、一括して説明します。

利用権設定を受ける者は、船川港仁井山字滝沢のＱ、利用権設定する者は船川港仁井山字滝沢のＲ他1名、貸付地は船川港仁井山字大石台〇番他20筆、計21筆、田41,079㎡、再設定、契約期間は令和5年2月15日から3年、賃借料は10a当り申請番号11は3,650円、申請番号12は5,800円であります。

以上で説明を終わります。

申請番号11及び12について質問等ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしということで、承認いたします。
暫時休憩いたします。
（2 番伊藤淑榮委員着席）

議　長

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

申請番号 13 から 16 は同じ受人となるため、一括して説明します。
利用権設定を受ける者は、払戸字川向のＳ、利用権設定する者は払戸字小深見のＴ他 3 名、貸付地は払戸字八郎新田〇番他 11 筆、計 12 筆、田 8,067 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から申請番号 13 及び 14 は 3 年、申請番号 15 及び 16 は 5 年、賃借料は 10a 当り申請番号 13 と 15

は米１俵、申請番号14は米1.5俵、申請番号16は米２俵であります。

事務局

申請番号17から20は同じ受人となるため、一括して説明します。
利用権設定を受ける者は、本内字虚空蔵下のＵ、利用権設定する者は本内字虚空蔵下のＶ他３名、貸付地は松木沢字堂ノ前本内境〇番他３筆、計４筆、田5,954㎡、再設定、契約期間は令和５年２月15日から５年、賃借料は10a当り米1.5俵であります。

議　長

申請番号21から22は同じ受人となるため、一括して説明します。
利用権設定を受ける者は、男鹿中滝川字杉下のＸ、利用権設定する者は船川港比詰字住吉のＹ他１名、貸付地は船川港比詰字住吉〇番他６筆、計７筆、田8,234㎡、再設定、契約期間は令和５年２月15日から３年、賃借料は10a当り10,000円であります。

申請番号23から24は同じ受人となるため、一括して説明します。
利用権設定を受ける者は、北浦安全寺字安全寺のＺ、利用権設定する者は

北浦安全寺字安全寺のＡ‘他 1 名、貸付地は北浦安全寺字太田〇番他 17 筆、計 18 筆、田 8,234 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 3 年、賃借料は 10a 当り申請番号 23 は 13,000 円、申請番号 24 は 16,000 円であります。

申請番号 25 から 27 は同じ受人となるため、一括して説明します。
利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のＢ‘、利用権設定する者は払戸字渡部のＣ’他 2 名、貸付地は払戸字尻深一番谷地〇番他 8 筆、計 9 筆、田 7,364 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 3 年、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 28 の利用権設定を受ける者は、北浦安全寺字中台のＤ‘、利用権設定する者は神奈川県のＥ’、貸付地は北浦安全寺字大台野〇番 1 筆、田 2,705 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 3 年、賃借料は 10a 当り 16,000 円であります。

申請番号 29 の利用権設定を受ける者は、船川港仁井山字滝沢のＦ‘、利用権設定する者は船越字内子のＧ’、貸付地は船川港仁井山字石佛〇番他 8 筆、計 9 筆、田 13,680 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 6 年、賃借料は 10a 当り 8,000 円であります。

申請番号 30 の利用権設定を受ける者は、福米沢字土花のＨ‘、利用権設定する者は船川港台島字中台のＩ’、貸付地は野石字宮沢〇番 1 筆、田 2,463 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 5 年、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

申請番号 31 の利用権設定を受ける者は、福川字起上ケのＪ‘、利用権設定する者は払戸字横長根のＫ’、貸付地は船越字草根〇番他 12 筆、計 13 筆、田 12,856 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 3 年、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 32 の利用権設定を受ける者は、脇本脇本字脇本のＬ‘、利用権設定する者は脇本脇本字脇本のＭ’、貸付地は脇本脇本字下碇〇番他 3 筆、計 4 筆、田 3,093 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 5 年、賃借料は 10a 当り米 1.8 俵であります。

申請番号 33 から 34 は同じ受人でありますので、一括して説明します。
利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のＮ‘、利用権設定する者は潟上市のＯ’、貸付地は払戸字中樋〇番他 15 筆、計 16 筆、田 195,990 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 5 年、賃借料は 10a 当り申請番号 33 は米 1 俵、申請番号 34 は米 1.5 俵であります。

申請番号 35 の利用権設定を受ける者は、男鹿中山町字深田のＰ‘、利用権設定する者は船川港比詰字神明堂脇のＱ’、貸付地は船川港比詰字大谷地〇番他 2 筆、計 3 筆、田 6,120 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 3 年、賃借料は 10a 当り 9,800 円であります。

申請番号 36 の利用権設定を受ける者は、船越字サッピのＲ‘、利用権設定する者は秋田市のＳ’、貸付地は船越字草根〇番他 9 筆、計 10 筆、田 10,459 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 5 年、賃借料は 10a 当り米 2 俵であります。

申請番号 37 の利用権設定を受ける者は、脇本脇本字下谷地のＴ‘、利用権設定する者は秋田市のＵ’、貸付地は脇本脇本字段ノ越〇番他 1 筆、計 2 筆、田 2,062 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 5 年、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 38 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のＶ‘、利用権設定する者は払戸字渡部のW’、貸付地は払戸字大谷地〇番他 2 筆、計 3 筆、田 3,158 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 5 年、賃借料は 10a 当り米 2 俵であります。

申請番号 39 の利用権設定を受ける者は、野石字柳原のＸ‘、利用権設定する者は野石字柳原のＺ’、貸付地は野石字柳原〇番他 2 筆、計 3 筆、田 7,133 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 10 年、賃借料は 10a 当り 12,000 円であります。

申請番号 40 の利用権設定を受ける者は、福川字福川のＡ‘‘、利用権設定する者は福川字竪石のＢ’’、貸付地は福川字上谷地〇番 1 筆、田 3,060 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 10 年、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 41 の利用権設定を受ける者は、船川港船川字神明堂脇のＣ‘‘、利用権設定する者は船川港船川字片田のＤ’’、貸付地は船川港比詰字鶴巻〇番 2 筆、田 5,325 ㎡、再設定、契約期間は令和 5 年 2 月 15 日から 3 年、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号42の利用権設定を受ける者は、野石字芭蕉のＥ‘‘、利用権設定する者は脇本脇本字脇本のＦ’’、貸付地は野石字芭蕉〇番3筆、田8,144㎡、再設定、契約期間は令和5年2月15日から3年、賃借料は10a当り13,000円であります。

申請番号43の利用権設定を受ける者は、五里合中石字高屋のＧ‘‘、利用権設定する者は五里合中石字高屋のＨ’’、貸付地は五里合神谷字塩辛〇番9筆、計10筆、田10,247㎡、再設定、契約期間は令和5年2月15日から10年、賃借料は10a当り15,000円であります。

申請番号44の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のＩ‘‘、利用権設定する者は神奈川県のＪ’’、貸付地は払戸字尻深一番谷地〇番他3筆、計4筆、田3,553㎡、再設定、契約期間は令和5年2月15日から3年、賃借料は10a当り米1.5俵であります。
以上で説明を終わります。

ただ今の説明について意見等ございませんか。

（異議なしの声あり。）

異議なしということで、議案第 35 号、農用地利用集積計画（案）の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

他に何かありませんか。

ないようですので、以上をもちまして令和 4 年度第 11 回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和５年２月２日

男鹿市農業委員会

議長	吉田陽一
署名委員	中田正一
署名委員	武田一雄
書記	鈴木俊市
書記	佐藤健